

## 1 議事日程（5日目）

〔令和5年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和5年6月23日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第33号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第2 議案第34号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について  
日程第3 意見書第3号 保育士の配置基準を見直すことを求める意見書  
日程第4 議案第32号 市道路線の認定について  
日程第5 意見書第2号 「インボイス（適格請求書）制度の廃止」を求める意見書  
日程第6 議案第35号 令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について  
日程第7 議案第36号 水城小学校管理棟他改築工事（建築）請負変更契約の締結について  
日程第8 議案第37号 財産の取得（消防ポンプ自動車）について  
日程第9 議案第38号 財産の取得（中学校給食用配膳台、食缶類）について  
日程第10 議案第39号 財産の取得（移動図書館車）について  
日程第11 意見書第4号 第9期介護保険制度改正に関する意見書  
日程第12 議員の派遣について  
日程第13 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	タコスキッド	議員	2番	馬場礼子	議員
3番	今泉義文	議員	4番	森田正嗣	議員
6番	入江寿	議員	7番	木村彰人	議員
8番	徳永洋介	議員	9番	船越隆之	議員
10番	堺剛	議員	11番	笠利毅	議員
12番	原田久美子	議員	13番	神武綾	議員
14番	陶山良尚	議員	15番	小嶋真由美	議員
16番	長谷川公成	議員	17番	橋本健	議員
18番	門田直樹	議員			

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	楠田大蔵	副市長	原口信行
教育長	井上和信	総務部長	高原清
総務部経営 企画担当理事	村田誠英	市民生活部長	高原寿子
健康福祉部長	川谷豊	都市整備部長	柴田義則

観光経済部長	友 添 浩 一	教 育 部 長	中 山 和 彦
教 育 部 理 事	八 尋 純 次	総務課長併 選挙管理委員会事務局長	佐 藤 政 吾
経営企画課長	轟 貴 之	市 民 課 長	今 村 江利子
福 祉 課 長	大 谷 賢 治	都市計画課長	古 賀 千年志
上下水道課長	大久保 信 孝	観光推進課長兼 地域活性化複合施設太守府館長	西 山 英 毅
社会教育課長	井 本 正 彦	学校教育課長	鳥 飼 太
文化学習課長	堀ノ内 龍 治	監査委員事務局長	添 田 邦 彦

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	野 寄 正 博	議 事 課 長	花 田 敏 浩
書 記	陣 内 成 美	書 記	三 舛 貴 市

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しておるとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第33号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（門田直樹議員） 日程第1、議案第33号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第33号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

今回の改正は、3月議会において同条例の一部改正により、太宰府市史跡整備検討委員会が設置されたことに伴い、史跡の整備計画に関する審議を太宰府市史跡対策委員会から太宰府市史跡整備検討委員会に移管するため、太宰府市史跡対策委員会が担任する事務の条文のうち整備計画の条項を削除するものです。

委員からは、史跡整備検討委員会の委員の構成と委員会の趣旨や役割についてなどの質疑がなされ、執行部からは、識見を有する者、関係団体を代表する者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が必要と認める者から10名以内の委員構成で選任を予定している。また、委員会では、史跡の整備を検討するに当たって、識見を有する委員からは学術的、技術的な指導をいただき、関係団体を代表する委員からは史跡を取り巻く状況を踏まえた指導をいただくなど、様々な意見をいただきながら計画策定等を行っていくなどの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第33号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第33号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第33号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2と日程第3を一括上程

○議長(門田直樹議員) お諮りします。

日程第2、議案第34号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」及び日程第3、意見書第3号「保育士の配置基準を見直すことを求める意見書」を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、一括議題とします。

議案第34号及び意見書第3号は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[15番 小島真由美議員 登壇]

○15番(小島真由美議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第34号及び意見書第3号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第34号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」、本議案については、議案書及び新旧対照表に一部誤りがあったため、委員会の冒頭にて議案の訂正内容について説明を受けた後、審査を行いました。

本条例は、令和5年度税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例の一部を改正するものです。主な内容については、森林環境税の導入に伴う規定の整備、軽自動車税の賦課徴収の特例及び種別割の税率の改正に伴うものなど、関係規定の改正を行うものです。

なお、この改正の施行日は一律ではなく、条項によって、令和5年7月1日、令和6年1月1日、令和7年1月1日と施行日は異なるとの説明を受けました。

審査の過程において、委員から、納税者の未納に係る徴収金があるときは、過納または誤納

に係る徴収金を、納税者の未納に係る徴収金に「充当する」という表現から「納付しもしくは納入することを委託したものとみなす」と改められている経緯について等の質疑がなされ、執行部から、国からの通知によれば、納税者に返納すべき還付金等であっても、国税に係る還付金等をそのまま地方税として収納したり、その逆に地方税に係る還付金等をそのまま国税として収納したりすることは不適切である。また、ほかの地方税に係る還付金等を森林環境税にのみ充当せず、地方税である市県民税にのみ充当することとした場合は、森林環境税及び市町村民税均等割、都道府県民税均等割の納付を併せて行うという原則に対する例外を設けることになるため、国が納付、納入を地方自治体に委託するという形の文言に変えているとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第34号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、意見書第3号「保育士の配置基準を見直すことを求める意見書」について、協議の際、長谷川委員より修正案が提出されました。修正案は、皆さんのお手元に配付しているとおりです。

提案の理由として、原案にある保育士の配置基準を改善することについて異論はないが、質の高い保育サービスの提供及び保育の担い手の確保に向けて、保育士の配置基準の改善を図るとともに、地方の負担を増やすことなく、保育士の処遇改善を図るべきであるとの説明がありました。

具体的な修正案の内容は、題名を「保育士の配置基準及び処遇改善を求める意見書」に改め、次に、意見書本文1行目、「通学バス」を「通園バス」に、また18行目、「まだまだ不十分です。」の後の「現場の声、市民の声に一番近い存在である地方自治体としては問題解決に向けて少しでも前に進めるべく声を上げていく必要性を感じています。上記の理由から、国が保育士の配置基準を抜本的に見直し、それに伴った財源措置を行うよう求めます。」を、「また、保育士は離職率が高く、保育人材や質の確保及び定着は、保育現場の喫緊の課題です。よって本市議会は、質の高い保育サービスの提供及び保育の担い手の確保に向けて、国において保育士配置基準の改善を図るとともに、地方の負担を増やすことなく、保育士の賃金水準の引上げなど処遇改善を図ることを強く求めます。」と改めるものです。

修正案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、修正案について、委員全員一致で修正案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、修正案を除く原案部分についても討論はなく、採決の結果、修正案を除く原案部分について、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

よって、意見書第3号は修正可決すべきものと決定しました。

以上で議案第34号及び意見書第3号についての報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの議案第34号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 確認です。この修正案は、環境厚生常任委員会の皆様の総意ということによろしいですか。

○議長（門田直樹議員） 環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 議案第34号。

○1番（タコスキッド議員） ごめんなさい。

○議長（門田直樹議員） 間違ったのか。

○1番（タコスキッド議員） 併せてじゃないですか。

○議長（門田直樹議員） いや、第34号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

○1番（タコスキッド議員） 失礼しました。

○議長（門田直樹議員） よろしいですか。ほかはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで議案第34号の委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、お手元に委員会修正案をお配りしております。意見書第3号の委員長報告に対する質疑はありませんか。

1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） すみません、確認です。こちらの修正案は、環境厚生常任委員の皆様の総意ということによろしいですか。

○議長（門田直樹議員） 環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 先ほど報告したとおりでございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 修正案の中に、「地方の負担を増やすことなく」という文言がありますが、委員の皆様のお考えとして、本市が独自に保育士の賃金などの補助を検討する必要はないという認識でよろしいですか。

○議長（門田直樹議員） 環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） そういった討論も、先ほどご報告のとおり、委員会の中ではございませんでした。意見もございませんでした。

以上です。

○議長（門田直樹議員） ほかにございませんか。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 修正部分に関する質疑ということによろしいですよ。

○議長（門田直樹議員） そうです。

○11番（笠利 毅議員） 「保育士の配置基準及び処遇改善を求める意見書」の原案に対して、その修正部分について質疑なんですけれども、修正部分では、配置基準と処遇改善の2つが要

望項目として1つになっているかと思うんですが、文章の中には、配置基準と処遇改善と地方に負担を求めない、つまり国庫負担、3つの要素があると思います。配置基準を見直すことでもたらされる処遇改善というのもあり得ると思うんですけれども、先ほど委員長報告の中でもありましたが、提案理由説明として言われた中では、処遇改善について「保育士の賃金水準の引上げなど」という文言が先ほどはなかったんですけれども、案文の中には入っているんですね。

そこでお尋ねしたいんですけれども、配置基準の見直しによっても保育士の労働環境が改善されるという形で処遇改善というのがあり得ると思うんですね。だとすれば、配置基準の見直しによってもたらされる処遇改善についても、国庫負担を求めるといような形のニュアンスで修正はなされたと考えてよろしいんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 委員会の中ではそういう捉え方の認識でのご意見もございませんでしたし、質問もございませんでした、提案者に対して。ここで委員会の委員長報告の中では、そこまでしか回答はできかねます。

笠利議員も傍聴されていたとおりでございますので、それ以上の回答をここで私の私見を入れるわけにいきませんので、そういった回答しかできかねます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 笠利議員、修正部分を除く原案部分を含んだ部分の全部に対する質疑ということでご理解ください。

○11番（笠利 毅議員） はい。

○議長（門田直樹議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで意見書第3号の委員長報告に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

まず、議案第34号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 議案第34号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」、反対の立場で討論いたします。

今回の税条例改正は、国の森林環境税の創設と道路交通法の改正に伴う軽自動車税の対象範囲変更が内容となっております。

森林環境税は、2024年より個人住民均等割を1人当たり1,000円、国税として上乗せし、納税義務が発生します。経済的に厳しい方にも所得の差に関係なく負担が発生するものです。今納めている住民税に上乗せの増税となります。

この森林環境税は、我が国の温室効果ガス削減目標達成と災害防止のための地方財源確保として創設されましたが、二酸化炭素排出量の8割は、企業、公共部門関連が占めていることから、森林保護策と併せて、排出者負担原則から企業にも課税負担を求めるべきと考えます。

2022年の道路交通法改正により電動キックボードを特定小型原付自転車とし、最高速度20km以下は免許不要、歩道の走行も一定条件を満たせば可能、ヘルメット着用は努力義務という内容になっています。既に事故が多発している中で、事故防止対策が不十分なまま道路交通法改正に基づくものとなっています。

以上の2点を指摘し、反対いたします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対2名 午前10時15分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、意見書案第3号「保育士の配置基準を見直すことを求める意見書」に対する修正案及び原案について一括して討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 反対の立場で討論いたします。

先ほどの説明の中で、原案から削除された部分についてですけれども、原案では配置基準を抜本的に見直し、それに伴った財源措置を行うよう求めますというものが入っていましたが、修正によって、配置基準見直しに伴う財源措置ということが省かれています。ただ、なぜそれをする必要があったとかという議論がなされていなかったということですので、審議が不足していると考え、修正には反対いたします。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。修正案に反対の立場で討論させていただきます。

これまで何度も国に対して様々な自治体から配置基準の見直しと処遇改善が求められてきましたが、配置基準に関しては、1、2歳児は50年以上、4、5歳児は70年以上見直されないままです。つまり、この期に及んで地方の負担を増やすことなくや、賃金水準の上げのようなオプションを併せて国に求めている場合ではなく、可及的速やかに配置基準の見直しの実現を図らなければなりません。



本市では待機児童ゼロを宣言しましたが、その裏では、受入れ定員の120%まで受け入れていいという定員弾力化措置が存在します。つまりは何か。4、5歳児の子ども30人につき保育士1人という現在の配置基準でも無理があるのに、36人の子どもを1人の保育士が見ることになります。現場によっては125%、37.5人に1人になることもあるそうです。

こういった現状があるにもかかわらず、この修正案では配置基準と処遇改善が同列に扱われています。例えば30円や50円の賃金上げを地方の負担なく行われたところで、焼け石に水にもなりません。ここは、最も重要な配置基準の見直しの1点を求めていくべきです。それが達成した後に、賃金の上げや地方の負担に関して段階的に求めていく必要があると私は考えます。

修正案という言葉を書き出すと、元の案に不十分、不相当と思われるところを改め直した案とありますが、不十分でも不相当でもありません。まずやるべきは、配置基準の見直し、それに伴う財源措置、これを国に強く求めます。

これをもって修正案に対しての反対討論とさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 意見書第3号「保育士の配置基準を見直すことを求める意見書」について、修正案賛成の立場で討論します。

市内の保育士さんに現場の声を伺いました。まだ生まれて12か月にも満たない子どもたちは、両親と離れて、保育時間が長い子どもは12時間、平均しても七、八時間、保育園で過ごします。そのお母さんの代わりをするのが保育士です。朝登園してきたとき、入り口でお母さんの手から離れてお子さんをお預かり、バイバイをし、一日が始まります。2人の保育士で朝の受入れはスタートしますが、泣くお子さんをだっこしてあやしていくのが5分程度はかかります。泣きやまない子は、ずっとだっこします。そのうち、次から次へと子どもたちが登園してきます。その中で排便をする子どもがいれば、おむつ交換のために1人の保育士がトイレに入ります。そうすると、もう一人の保育士で残りの子どもたちを見ることになります。泣いている子がいれば、排便のおむつ交換をすることができないこともあります。目の前にいる赤ちゃんの気持ちを受け止めることができないことに、日々心苦しさを感じています。

また、4、5歳児は、30人の子どもたちまで1人の保育士で見るように決められています。子どもだけでちょっと待っておいてねが通用しない幼児は、興味や関心の高さから、思いも寄らない行動します。担任はなかなかトイレに行くことも難しく、膀胱炎になることもしばしばです。

このように国が決めた配置基準では、子どもたちも、そこで働く保育士にも弊害が生じています。子どもが楽しく過ごせる保育園、保護者が安心して預けられる保育園、保育士が安心して笑顔で子どもたちと向き合い、働くことができる保育園のために、ぜひ保育士の配置基準を見直していただきたいですというご意見です。

東京新聞によれば、政府が先月31日に発表した異次元の少子化対策のたたき台で、保育士の

75年ぶりの配置基準改善が明記された。配置基準とは、保育士1人が受け持っている子どもの人数。保育関係者からの歓喜の声が上がったが、小倉将信こども政策担当相は11日の記者会見で、保育現場に混乱が生じる可能性があるなどとして、配置基準そのものの改定を改めて否定したと記載されていました。

子どもたちの命と未来を守るためには、保育士の配置基準の見直しが急務であることを訴え、賛成討論とします。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 修正案、保育士の配置基準の見直し及び処遇の改善を求める内容の意見書について、賛成の立場で討論します。

政府が3月31日に発表した異次元の少子化対策の骨子では、保育士の75年ぶりの配置基準の改善が明記されました。同ホームページに掲載された子ども政策に関する当事者、有識者からの意見の中にも、保育士の配置基準の見直しを求める各方面からの意見が多数掲載されています。

しかしながら、その後のこども家庭庁の説明によると、公表したのはたたき台であり、今後具体的な案を練っていくとのこととです。当初の期待に大きく反する残念なものでした。

まさにこのタイミングでの保育士の配置基準の見直しを求める意見書は、ようやく重い腰を上げた政府の背中を押すことになる時宜を得た意見書の提出であると考えます。まずは、原案を原案として意見書を提起されたことに敬意を表します。

現行の国の基準では、保育現場の人手不足に対応できないため、多くの自治体が独自の予算で対応しているのが現状です。また、政府が考える保育士の独自加配に対する運営費の加算支給だけでは、保育園同士や自治体間での保育格差が拡大することになるのではないかと危惧しています。

多くの保育現場の願いである子ども主体の保育をしたいとの思いに応えるため、その第一歩となる配置基準の見直し及び処遇の改善が何よりも重要であると考え、同意見書に賛同いたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに修正案に対する討論はありませんか。

15番小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 先ほど笠利議員からのご質問もありまして、私の私見から申し上げます。

この配置基準に対する、国において保育士配置基準の改善を図るという文章の中にもありますように、ここに財源を伴うという言葉を入れるか入れないかというようなことに、ここに注視をされたと思うんですけども、それは当たり前のことであって、今もそういう方向で動いております。

ただ、今木村議員、また徳永議員がおっしゃったように、まだまだ今遅々として進まない状況があるということがあります。

さらに言えば、本市にとってこの近年、一番苦しんだのは保育士不足でございます。保育所や認可外保育所自体がこのままでは立ち行かない状態になっていくということもありますので、必ずこの配置基準及び処遇改善というのは一緒に議論をしなければいけない大きな問題であると思っておりますので、今回修正案に賛成をいたします。

○議長（門田直樹議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

意見書第3号の採決を行います。

本案の委員長報告は修正可決です。

まず、委員会の修正案について採決を行います。

意見書第3号の修正案に賛成される方は起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、意見書第3号の修正案は可決されました。

〈修正案 可決 賛成14名、反対2名 午前10時25分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、ただいま修正案が可決されましたので、修正部分を除く原案について採決を行います。

修正案を除く原案に賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

したがって、意見書第3号の修正部分を除く原案は可決されました。

〈修正部分を除く原案 可決 賛成16名、反対0名 午前10時25分〉

○議長（門田直樹議員） よって、意見書第3号は修正可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4と日程第5を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第4、議案第32号「市道路線の認定について」及び日程第5、意見書第2号「インボイス（適格請求書）制度の廃止」を求める意見書を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、一括議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 入江寿議員。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 建設経済常任委員会に付託されました議案第32号及び意見書第2号につ

いて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、議案第32号「市道路線の認定について」、今回認定するのは1路線です。路線名は横町線です。場所は五条一丁目で、五条区公民館入り口から太宰府天満宮大駐車場方面へ向かった東側になります。宅地造成に伴い新設され、寄附採納された道路です。

執行部から説明を受けた後、横町線について委員全員で現地調査を行い、道路状況の確認を行いました。

現地調査終了後、会議を再開し、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第32号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、意見書第2号「インボイス（適格請求書）制度の廃止」を求める意見書につきまして、協議を終え、委員から、近隣市の状況について執行部で何か把握していないかとの意見があり、執行部から、近隣市の状況は把握していないとの回答がありました。

討論では、委員から、意見書の文面には消費税を否定する文面があるが、インボイス制度の廃止を求めるなら、その財源を捻出する新たな財源をどうするか代替案を示すべきであるとの反対討論がありました。

これに対し、インボイス制度の問題点として、1点目、これまで免税事業者だった中小事業者に、インボイス発行事業者となり納税して手取り額を減らすのか、インボイス発行事業者とならずに取引先との関係を断たれるのか、厳しい選択を迫られるものであること、2点目、小規模個人事業者の経理事務量と経費の増加が大きな負担となること、3点目、免税事業者を課税事業者へ転換することにより税増収を見込むもので、制度開始後6年間の経過措置はあるものの、3年間に及ぶコロナ禍でダメージを受けた小規模個人事業者にとって、このタイミングでの制度導入はかなり厳しいものと思われること、4点目、インボイス制度にとどまらず、消費税制に対し国民に多くの誤認があると考えられ、改めて議論が必要である。以上の理由による賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、可否同数となりました。よって、太宰府市議会委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が本案に対し可否を裁決することとし、委員長は本案を否決と裁決しました。

よって、意見書第2号については否決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

まず、議案第32号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで議案第32号に対する質疑を終わります。

次に、意見書第2号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで意見書第2号に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

まず、議案第32号「市道路線の認定について」討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、意見書第2号「「インボイス（適格請求書）制度の廃止」を求める意見書」について討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 意見書第2号「「インボイス（適格請求書）制度の廃止」を求める意見書」について、賛成の立場で討論します。

本市にお住まいの個人事業者、建設関係の方にインボイス制度について伺いました。免税事業者の方は、新型コロナの打撃も続き、物価高騰と生活は苦しい状態にある中、インボイス制度導入は死活問題であり、一部の可能性を信じ、課税事業者の変更をしない取組をされているようです。議会としても、その思いを意見書として国に伝えるべきではないでしょうか。

別の事業者の方は、インボイス制度が始まれば、今までの関係があるので免税事業者への依頼をしたいが、できないということでした。その結果、免税事業者の仕事がなくなるということ、それは廃業につながるということだそうです。何とかしてほしいという依頼も受けました。

また、各免税事業者の方は、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかけられる状況ではないそうです。

1989年、平成元年、3%の消費税の導入が行われました。そのとき、独占禁止法や様々な状況から、輸出企業に対し、輸出戻し税が3,000万円以下の個人事業者に対し免税措置が設けられました。10%の現在、輸出企業に対しては数千億円の払戻しはそのままです。しかし、総務省はインボイス制度導入により、1,000万円以下の個人事業者160万社から約2,400億円の増収を見込んでいます。

現在、インボイス制度と消費税増税などが、政府税制調査会で様々な増税について議論されています。現在検討している増税は、たばこ税増税、マイカーも対象となる自賠責保険の引上げ、所得税増税、復興特別所得税の14年間の延長、一定以上の所得がある高齢者の介護保険自己負担を1割から2割に引上げ、後期高齢者医療保険の上限を年66万円から80万円に引上げ、結婚、子育て資金の一括贈与特例の廃止、教育資金一括贈与特例の廃止、相続税の生前贈与加算が3年から7年に延長、退職金の課税強化、厚生年金の支給減額等を政府は目指しています。

また、2024年、そして2025年以降の大改正として、パートは扶養から除外へ、1日3時間勤

務でも社会保険加入、106万円の壁が70万円の壁に、副業、兼業、フリーランスの方はどうなるのでしょうか。5年後、10年後、これらの増税が悪循環をもたらし、実質賃金は上がらないのにインフレ、物価高が予想されます。政府は国民生活を見ているのでしょうか。増税につながるインボイス制度の廃止を強く訴え、賛成討論とします。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 賛成の立場で討論を行います。

意見書の提出に私は賛成者として名前を連ねていますので、私から現状認識等に言及することとはしません。想定される反対に異論を述べることで、賛成の立場を表明したいと思います。

まず、インボイス制度はこれから導入されるもの、消費税制度は既にあるもの、そしてインボイス制度は消費税制の一部ではありますが、全部ではありません。インボイス制度への反対を消費税制への反対と倒置した上での批判は、実態的にも論理的にも意味をなさないと考えています。

この意見書の提出者が消費税に批判的であることは承知の上で、私は賛成者となっていますが、その際、消費税への明示的な廃止要求は入れないように私自身は求めています。実際、意見書の要求項目は限定的になっています。審査されるべきは、提出者ではなく、意見書です。

国の準備が進む中で、あるいは既に決まっていることに対して意見書を出すことへの批判について言えば、広範な人々の困惑を、今徳永議員が言及されたような内容になるかと思いますが、広範な人々の困惑を目の当たりにする地方議会が国に意見を出すのはごく自然なことであり、むしろ地方議会ならではの役割を果たそうとしていると評価することができると思っています。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 意見書第2号「「インボイス（適格請求書）制度の廃止」を求める意見書」について、賛成の立場で討論いたします。

昨年令和4年9月議会で、インボイス制度導入による消費税免税業者の事業継続が困難になることを懸念し、一般質問で取上げをしました。あれから9か月、太宰府市内事業者への周知はされたでしょうか。進んでいるでしょうか。説明会等、十分に行われたでしょうか。

全国的にまだ周知が進んでおらず、10月実施前4か月を迎えた今、インボイス登録事業者は316万事業者、該当数の1,286万の約25%にとどまっています。反対に、中身を知って、インボイス登録は嫌だと登録取下げを希望する事業者は毎月増え、5,000件に上っています。

年間売上げ300万円のフリーランスで、消費税負担が年13万6,000円という試算を財務省が認め、ある民間試算で、増税額総額で1兆円に上るとも言われています。

取引を続けるために登録をする。そして、税負担が増え、事業が成り立たなくなることが予想されます。市が軽微な公共事業を発注していた事業者さん、小さくとも地域社会を支えてきた事業者さん、個人の技術を生かした仕事をなりわいとしている事業者さんに影響が出ます。

コロナ禍で不安定な経営を立直しにかかるときに、これ以上の税負担を増やすときではないと思います。

10月実施に向けて、税務署の体制も十分でない中進めれば、相談、帳簿類確認に混乱が起きることも予想されます。

意見書の提出は、3月末で953議会になっています。準備が進んでいる中でも、廃止することを太宰府市議会からも発信するべきと考え、賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論します。

インボイス制度は、2016年の税制改正で導入が決定されました。その内容は、消費税を8%から10%に増税するとともに、軽減税率にインボイス制度をセットで導入するものでした。その後、消費税増税は、2019年に延期の上、実施されましたが、インボイスの開始は2023年10月に延期されたところです。

国会で決定された当時、事業者への説明がほとんどなかった複雑な制度が、特に小規模個人事業者の皆さんにとっては、コロナ禍からようやく立ち直ろうとするこのタイミングで、突然現れた感じではないでしょうか。

インボイスの第1の目的が、事業者の6割を占める免税事業者を課税事業者へ転換することによる税収増です。3年間に及ぶコロナ禍で大きなダメージを被る小規模個人事業者にとって実質的な増税となるインボイス制度を、なぜこのタイミングで導入するのでしょうか。制度開始後6年間の経過措置があるものの、巧みに課税事業者へ誘導する増税方針は何ら変わらず、さらに制度を複雑にしています。また、小規模個人事業者にとって、経理事務量と経費負担の増加は計り知れません。

以上の重大な懸念から、同意見書に賛同いたします。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 討論の許可をいただけますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 許可します。

○9番（船越隆之議員） 「「インボイス（適格請求書）制度の廃止」を求める意見書」に対して、会派新風として代表して反対の討論をさせていただきます。

各地域でインボイス制度の実施に対し中止や延期を求める意見書、請願、陳情などの形で議会に提出されていますが、私はこの制度について様々な角度から勉強し、知り合いの税理士の先生にも聞きました。結果は、国として税の公平性を確保する上で、インボイス制度の実施は必要であると考えます。

誰もが買物や外食の際に消費税を払っているが、課税売上げが1,000万円以下の免税事業者は消費税の納税義務がないため、取引先との取引が発生した消費税を益税としてそのまま得ることができる不公平さを感じることも事実ではないでしょうか。

インボイス制度は、消費税の仕入れ税額控除の方式で一つのその意味から、制度の廃止を求

めることではなく、円滑導入に向けて改善策を提言すべきだと考えます。

12月15日にはインボイス制度の導入に向けて負担軽減措置の創設が決定されており、さらなる改善策が期待されることから、今回の意見書に対し反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 「「インボイス制度の廃止」を求める意見書」に対して、反対の立場から討論します。

最初に、前提として頭に入れておきたいのは、事業者間で消費税を払ったり受け取ったりしても、最終的にはプラスにもマイナスにもならないということです。例えば1,000円の商品を売った場合、100円の消費税を預かります。その商品の仕入れ値が500円だったとすると、50円の消費税を支払っていますから、税金分としては100円引く50円、50円が手元に残りますが、国に納めるので、事業者にとっては損にも得にもなりません。この受け取った消費税から支払った消費税を差し引いて納めることを、ご承知のとおり仕入れ税額控除と言っております。

売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額を伝えるインボイスの導入により、買手側の転換拒否といった不正な値下げや行為を是正し、売手側にとって価格転換がしやすくなるため、複数税率下においても適正な取引や公平な税負担を確保するために必要な制度と考えます。

免税事業者が取引から排除されかねない、事務負担が複雑になるといった懸念の声を踏まえ、課税事業者の転換の要否を見極めながら対応を決めてもらうよう、インボイス制度の導入まで4年間の準備期間を設けており、それからさらに6年間、免税事業者から仕入れについて一定の仕入れ税額控除を認めていることとしています。こうした経過措置を設けたことにより、個々の事業者への影響を極力緩和することで、できるものと考えます。

その上で、仕入れ税額控除を受けるためのルールとしてインボイス方式の必要理由は、取引における消費税を正確に把握するため、2つ目、正確な税率を確認するため、3つ目は、不正やミスを防ぐため、とりわけ預かった消費税の一部が国に納められず、利益として手元に残ることを防ぐことにもつながり、消費税制度に対する信頼は高まります。

免税事業者に対し、課税業者からの取引についての懸念がありますが、それがこのインボイス制度を中止する理由とは考えられません。消費税の取扱いを透明にするために、誰が、いつ、何を、税率何%で、合計幾らで販売したかという明細を記したインボイスは必要であります。インボイス制度の導入により、正確で不正のない経理処理による消費税の納入を期待します。

よって、「「インボイス制度の廃止」を求める意見書」に対しては反対の討論とさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。



(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) いや、もう討論を終結しました。

採決を行います。

まず、議案第32号に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

もう一回言いますよ。これ、議案第32号ですよ。市道路線。よろしいですか。

もう一度言いますよ。

議案第32号に対する本案、これを可決することに賛成の方は。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第32号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時48分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、意見書第2号に対する委員長の報告は否決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

○議長(門田直樹議員) 少数起立です。

よって、意見書第2号は否決されました。

〈否決 賛成7名、反対9名 午前10時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第35号 令和5年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について

○議長(門田直樹議員) 日程第6、議案第35号「令和5年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本案は付託しておりました予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 小島真由美議員。

[15番 小島真由美議員 登壇]

○15番(小島真由美議員) 予算特別委員会に審査付託されました議案第35号「令和5年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については併せて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、3款1項1目社会福祉総務費9,284万8,000円の増額補正について。まず、コロナ禍で増加している生活困窮者の様々な課題に対応するための自立相談支援事業、家計改善支援事業の委託について、当初予算にて3か月分の予算を計上していたが、物価高騰等による家計への負担が大きく、相談件数が減少していないことから、引き続き9か月間事業を継続するため、増額補正するものである。

なお、関連する補正として、歳入15款2項2目1節新型コロナウイルス感染症セーフティー

ネット強化交付金721万7,000円を計上している。

また、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業費及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費については、事業の確定により国庫負担金の超過交付分を返還するものであるとの説明を受けました。

委員から、生活困窮者自立相談支援事業の相談件数についてなどの質疑があり、執行部から、新規の件数については、令和元年度は166件、令和2年度は527件、令和3年度は365件、令和4年度は222件となっている。継続相談を含めると、令和4年度は887件の相談を受けているなどの回答がありました。

次に、3款2項3目教育・保育施設費マイナス4,045万4,000円の補正について。まず、保育所等整備交付金について、急激な建築資材高騰に伴う星ヶ丘保育園建て替えの設計見直し等により、整備スケジュールを令和4年度、令和5年度の2か年から令和5年度、令和6年度に変更するため、令和5年度について6,010万1,000円減額するものである。

関連する補正として、歳入15款2項2目2節保育所等整備交付金を5,342万3,000円減額している。併せて、債務負担行為補正1億2,690万9,000円を計上している。

次に、保育所等給食支援補助金について、保育所等の給食材料費高騰分を助成し、保護者の負担を増やすことなく給食の質を維持するため、1,757万7,000円を増額補正している。

また、医療的ケア児日常生活支援事業補助金については、訪問看護事業所が幼稚園等を訪問して行う看護に係る費用の一部を助成するため81万円の増額補正、保育業務委託料については、南保育所に対する給食支援補助を行うため126万円の増額補正をしている。

関連する補正として、歳入15款2項1目3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち1,004万9,000円のほか、県補助金の保育所等給食支援補助金878万8,000円、医療的ケア児日常生活支援事業費補助金40万5,000円を計上しているとの説明を受けました。

委員から、保育所等給食支援補助金について、認可外保育所や幼稚園についてはどのように対応されるのかなどの質疑があり、執行部から、認可外保育所は県が10分の10補助することになっている。幼稚園も、率は異なるが、県が直接補助することになっているなどの回答がありました。

次に、7款1項2目商工振興費5,195万5,000円を増額補正について。物価高騰の影響を受ける事業者支援のためのプレミアム付地域商品券の発行について、だざいふペイ及びだざいふ得とく商品券の工事券に対し、プレミアム分として市が負担する商工会への補助金と、太宰府市独自の事業として実施する紙の商品券の発行に関する事務費や委託料を増額計上している。

また、市内にサテライトオフィスを設置する事業者に対して、開設費の一部を支援するために、サテライトオフィス整備支援事業補助金を計上している。

なお、財源は全額、歳入15款2項1目3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であるとの説明を受けました。

委員から、プレミアム付地域商品券の開始予定時期についての質疑があり、執行部から、だ

ざいふペイ及び工事券については、現在発行時期の協議を行っており、おおむね10月スタートを目標に進めている。紙の商品券についても、その後11月頃の開始を目指し、おおむね1月末ぐらいまでの日程で実施を検討しているとの回答がありました。

次に、委員から、サテライトオフィス事業を1件分の予定で計上した基準と交付決定の際の審査内容についてなどの質疑があり、執行部から、過去の実績件数に基づいて計上している。また、交付決定の際は、申請内容の確認や経費等についてのヒアリング、状況によっては現地確認等も行っているなどの回答がありました。

その他の審査についても款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第35号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで予算特別委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第35号「令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの予算特別委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時55分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7から日程第10まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第7、議案第36号「水城小学校管理棟他改築工事（建築）請負変更契約の締結について」から日程第10、議案第39号「財産の取得（移動図書館車）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 楠田大蔵 登壇]

○市長(楠田大蔵) まずもちまして、橋本元議長、門田議長の永年表彰のご受賞、誠におめでとうございます。市を代表いたしまして、心よりお喜びを申し上げます。

それでは、令和5年太宰府市議会第2回定例会最終日を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、契約締結1件、財産取得3件、合わせて4件の議案のご審議をお願い申し上げますのであります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号から議案第39号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第36号「水城小学校管理棟他改築工事(建築)請負変更契約の締結について」ご説明申し上げます。

今回の変更契約は、今後別工事にて予定しておりました水城小学校敷地西側の擁壁改修工事の一部追加や、建築確認検査機関から鉄骨の耐火被覆など安全対策が追加で求められたことから、本工事にて契約額を変更し、契約を締結するものであります。契約金額につきましては、当初契約額の12億7,600万円から1,903万円増額し、12億9,503万円に変更となります。6月12日に施工業者であるサカヒラ・小嶋特定建設工事共同企業体と変更の仮契約を締結しておりますので、今議会において議決をいただきましたら、本契約の運びとなります。

以上、契約金額について変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第37号「財産の取得(消防ポンプ自動車)について」ご説明申し上げます。

内容は、太宰府市消防団本部分団本部自動車部に配備している車両が20年経過するため、購入するものであります。指名競争入札の結果、愛知ポンプ株式会社が2,300万円で落札し、6月5日に消費税を加えた2,530万円で仮契約を締結したところであります。

次に、議案第38号「財産の取得(中学校給食用配膳台、食缶類)について」ご説明申し上げます。

内容は、太宰府市中学校給食開始に伴い、円滑な給食運営を行うため、各中学校に必要な数を購入するものであります。指名競争入札の結果、王子テック株式会社が2,150万円で落札し、6月5日に消費税を加えた2,365万円で仮契約を締結したところであります。

次に、議案第39号「財産の取得(移動図書館車)について」ご説明申し上げます。

内容は、現在運行中の移動図書館車につきまして、老朽化による買換えのため、車両を購入するものであります。指名競争入札の結果、ジーエム市原工業株式会社が2,100万円で落札

し、6月7日に消費税を加えた2,310万円で仮契約を締結したところであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

議案第36号から議案第39号までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第36号から議案第39号までについてこれから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第36号から議案第39号までについてこれから討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号「水城小学校管理棟他改築工事（建築）請負変更契約の締結について」可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第36号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前11時00分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第37号「財産の取得（消防ポンプ自動車）について」可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第37号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前11時01分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第38号「財産の取得（中学校給食用配膳台、食缶類）について」可決することの賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第38号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前11時01分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第39号「財産の取得（移動図書館車）について」可決するこ

とに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第39号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前11時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 意見書第4号 第9期介護保険制度改正に関する意見書

○議長(門田直樹議員) 日程第11、意見書第4号「第9期介護保険制度改正に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[15番 小島真由美議員 登壇]

○15番(小島真由美議員) 日程第11、意見書第4号「第9期介護保険制度改正に関する意見書」について、意見書の朗読をもちまして提出理由に代えさせていただきます。提出者は、私、環境厚生常任委員会委員長小島真由美ですが、本意見書は、環境厚生常任委員会として提案することと委員全員一致で決しましたので、委員会提出議案として提案しています。

第9期介護保険制度改正に関する意見書。

介護保険制度が始まって23年目となった。国民の間に定着したこの制度は、介護を必要とする本人ばかりでなく、介護を担う家族や支援者にとって欠くことのできないものとなっている。この制度を持続的かつ安定的に運営するためには、将来にわたって自治体の財政負担や被保険者の負担が過重にならないよう、国庫負担割合の引上げが必要と考える。

こうした中、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において、2024年度の介護保険制度第9期の法改正に向けて審議が行われ、給付と負担というテーマの下、以下の項目が提示された。

- 1、介護保険サービス利用料の自己負担を原則2割にする。
- 2、要介護1及び2の人の訪問介護及び通所介護を地域支援事業に移行する。
- 3、ケアマネジメントの利用者負担を導入(ケアプラン作成の有料化)する。
- 4、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の多床室室料負担を新設する。

コロナ禍の影響が続き、生活が不安定な中、一部では医療費の負担増も実施された。介護保険財政の担い手でもある40歳以上の勤労者層の多くが収入増を見込めず、高齢者の多くが年金のみの収入で生活している。介護保険利用の負担増は利用者にとって過重なものになることは明らかである。認知症の人にとって、要介護1、2は利用者が最も多く、また早期発見、早期対応と認知症の専門的介護の観点から極めて重要な位置を占めている。また、その代わりに受皿とされる地域支援事業は、その専門性においても量的にも不十分なままであり、今後も十分な質、量が保障されることを期待することは難しい。

介護保険制度の目的である、要介護者の尊厳ある生活の実現と重度化の防止のためには、適切な介護保険サービスの利用を促進する必要がある。そのために、ケアマネジメントは、要介護者等が積極的にサービスを利用できるようにする観点から、全額給付されている。制度もより複雑化しており、専門的なケアマネジメントの恩恵を誰もが平等に享受できるよう、全額給付を継続すべきである。

また、介護老人保健施設や介護医療院等は、医療提供や在宅復帰支援の機能を有しており、終の棲家とされる介護老人福祉施設とは異なる役割を継続的に担えるよう、多床室の室料を徴収すべきではない。

以上の観点から、下記のように要望する。

1、様々な経済状況等に鑑み、介護保険サービス利用料については負担増を行わず、原則1割負担を維持すること。

2、地域支援事業の体制が必ずしも十分でない現状から、要介護1及び2の介護サービスの地域支援事業への移行は行わないこと。

3、サービスの利用促進のため、ケアプラン作成料は全額給付を維持すること。

4、様々な経済状況を鑑み、引き続き低所得者への負担軽減を継続し、上記3施設の多床室室料は新設しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 意見書の中で4点、問題点といいますか、指摘されていますけれども、私の知る限り、これらの4点は昨年2022年12月にはもう出ていたと思うんですね。半年もたっていますから、国会なり政府なり、あるいは審議会も開かれているかもしれませんが、議論の変遷があるかと思うので、この間、半年の間の状況の変化があれば、その点を教えていただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） この意見書の内容につきまして、当委員会でも3月議会に要望書も提出をされ、それを鑑みながら検討を重ねてまいりました。その間、国の動向も調査してまいりましたけれども、地方統一選挙もあった流れもあって、遅々としてこの審議が進んでいない状況もあったもので、今回この意見書の提出に及んだものでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 確認ですけれども、つまりこれが問題である状況に依然として変わり

はないということですね。

○議長（門田直樹議員） 環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 3年に一度改正が行われるのが来年でございますので、意見書としてきちんと、市議会からの意見書ということで意思表示をしっかりとさせていただくため、今回委員会より、重要な事案であるという認識の下、全員で出すことにいたしました。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） ほかにございませんか。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 今、笠利議員のほうから質問がありましたけれども、その関連することなんですけれども、審議会の結果とか、あと国のほうの状況もなかなか先送りという形で混沌としている状況なんですけれども、この要望書自体が11月30日出立の12月2日市議会受付ということなんです、かなりの時間があるわけですね。そこで、この添付してある意見書案、これがもうちょっと政府とか審議会の意見が載せられなかったのかという、常任委員会では何か委員さんからの意見とかあったのか、そこら辺の様子をちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（門田直樹議員） 環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

○15番（小島真由美議員） 意見書の内容につきましては、特に要望書、また他市の状況等も見ました。参考にさせていただいたのは、交流を多く図っております中津市議会さんも常任委員会として意見書提出をされました内容と同じもので考えさせていただいて、この4つの部分が非常に今注目されながら、大きく市民への影響が大きいということで、委員会のメンバーの中からはほかの意見とか、ほかのこういうことはというようなこともございまして、これでいこうということで決定をいたしました。

○議長（門田直樹議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

意見書第4号「第9期介護保険制度改正に関する意見書」について討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 意見書第4号「第9期介護保険制度改正に関する意見書」について、賛



成の立場で討論します。

厚生労働省がまとめた介護保険制度の改正の骨子並びに閣議決定された骨太の方針によると、今回の意見書に上げられた各要望事項に関して、1項目目の介護保険料の利用者負担の引上げは今年の年末まで検討を続けることになり、2項目目の要介護1及び2の訪問介護、通所介護の総合事業への移行と3項目目のケアプランの自己負担については、今回の改正には盛り込まれず、結論が3年後に持ち越されています。今回の介護保険制度の改正は、先送りや先延ばしの方針が多く、介護保険制度のこれからがまだまだ見通せない状況です。

しかしながら、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降、日本の人口構造が大きく変化することから、持続可能な制度設計の構築が喫緊の課題となっています。政府が提唱する全世代対応型の社会保障制度の構築を踏まえれば、今後もっと大きな制度改正が行われるのは確実であると考えます。特に高齢者が対象となる介護保険制度の改正に当たっては、特段の配慮、措置が必要になると考え、同意見書に賛同いたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第4号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議員の派遣について

○議長（門田直樹議員） 日程第12、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第13 閉会中の継続調査申し出について

○議長（門田直樹議員） 日程第13、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

お諮りします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から申出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(門田直樹議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして令和5年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、令和5年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午前11時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和5年8月14日

太宰府市議会議長 門 田 直 樹

会議録署名議員 小 畠 真由美

会議録署名議員 長谷川 公 成